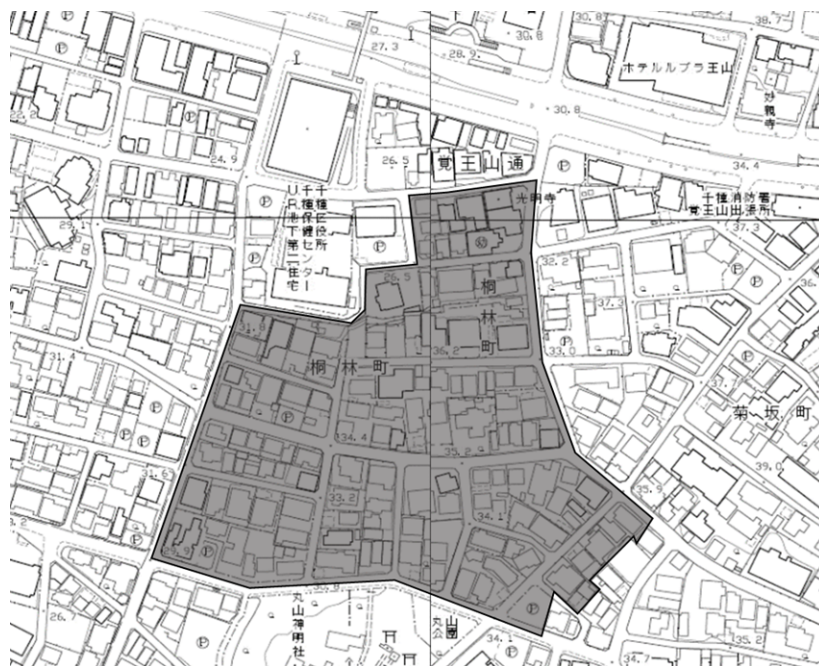


桐林地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 千種区桐林町一丁目・二丁目、丸山町一丁目

【最初の認可】 平成25年8月20日

【最近の認可年月日】 令和5年8月18日

【認可番号】 5指令住建指第48号

【有効期間】 令和5年8月18日 より 5年間 5年の期間延長有り

【用途地域】 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域

【制限の概要】

1 建築物の階数は地階を除き3以下、かつ高さは地盤面から10m以下とする。ただし、近隣商業地域に於いては建築物の

階数は地階を除き4以下、かつ高さは12m以下とする。

2 現有の敷地を100㎡未満に分割するミニ開発等を原則として行わないこと。

3 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は50cm以上でなければならない。

4 協定区域内の建築物の用途は、次に掲げるものにしてはならない。

① 酒類提供飲食店(大衆酒場、スナック、バー等)及びゲーム機、カラオケ設備を有する飲食店

② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する風俗営業及び店舗型性風俗特殊営業の用途に供するもの

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に適する暴力団の事務所その他これに類する用途に供する建築物

④ ホテル、旅館

⑤ 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む住宅

⑥ 午後10時から翌朝午前5時の間に営業する飲食店、喫茶店、物品販売業を営む店舗

⑦ 建築敷地内にある居住環境に相応しくないその広告塔、工作物等

⑧ 火薬、石油、ガス等の危険物の倉庫等

5 共同住宅に関する事項

① 住戸の床面積は30㎡以上とすること。

② 戸数に係らず共同住宅(賃貸住宅)においては、住戸と同数の駐輪場を確保すること。

③ 住戸数が8以上の共同住宅は敷地内にゴミ集積場を設置すること。

④ 住戸数が8以上の場合、住戸数の60%以上の駐車場を敷地内に確保すること。

⑤ 委員会が規定するウイークリーマンションとしないこと。

6 建築物の形態・意匠及び色彩は健全な住宅地に相応しいものとする。

7 敷地内の空き地は、周囲の環境と調和を図って緑化に努めること。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。